

各種所得金額・控除金額の計算表

A 生命保険料控除（新契約）

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円を超す場合	28,000円(限度額)

B 生命保険料控除（旧契約）

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円を超す場合	35,000円(限度額)

C 地震保険料控除 (旧長期損害保険の計算)

支払保険料等	控除額
5,000円以下	支払保険料等全額
5,001円～15,000円	支払保険料等×1/2+2,500円
15,000円を超す場合	10,000円(限度額)

◆A 生命保険料控除（新契約）とB 生命保険料控除（旧契約）の両方があるとき

●一般生命保険料控除又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方において控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記のAとBの算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)
●一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上記のAとBの算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円)

D 人的控除（配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除）

配偶者控除	納税者の合計所得金額	控除額		※納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用がありません。	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)		
配偶者控除	900万円以下	33万円	38万円		
	900万円超 950万円以下	22万円	26万円		
	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
	133万円超	対象外			
扶養控除	種別	控除額			
		①年少扶養親族(16歳未満)	0円		
		②一般扶養親族(16歳以上、下記③④を除く)	33万円		
		③特定扶養親族(19歳以上、23歳未満)	45万円		
		④老人扶養親族(70歳以上)	38万円		
	同居老親等扶養親族(70歳以上の直系尊属)	45万円			

- 配偶者控除:配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下
- 扶養控除:扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下

H 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

E 給与と所得金額の計算表

給与収入の合計額(A)	給与所得の金額	
550,999円まで	0円	
551,000円～1,618,999円	(A)-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A)×2,4+100,000円で求めた金額	(B)×2,4+100,000円で求めた金額
1,800,000円～3,599,999円	(A)を4で割って千円未満の端数を切り捨ててください(算出金額B)	(B)×2,8-80,000円で求めた金額
3,600,000円～6,599,999円		(B)×3,2-440,000円で求めた金額
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0,9-1,100,000円で求めた金額	
8,500,000円	6,550,000円	
	(A)-1,950,000円-所得金額調整控除で求めた金額	
※8,500,001円以上	※申告書の裏面「16 所得金額調整控除」を受ける方は、((A)-850万円)×0,1の計算で出した金額(所得金額調整控除①)をさらに給与所得から引きます。(A)が1,000万円を超える場合は、この所得金額調整控除①の計算上(A)は1,000万円で計算します。所得金額調整控除①の限度額は15万円です。	

F 所得金額調整控除控除②

(給与と所得と年金所得の合計が10万円以上の人)

[給与と所得(10万円を超えるときは10万円)で計算]+年金所得(10万円を超えるときは10万円)で計算]-10万円

の計算で出した金額(所得金額調整控除②)を給与所得(⑥)から引きます(所得金額調整控除②の限度額は10万円)。
※給与収入金額が850万円を超えていて、申告書の裏面の「16 所得金額調整控除」を受ける方で、年金所得もある方は、給与と所得(⑥)から上記「E 給与と所得金額の計算表」で計算した所得金額調整控除①を引いたあと、こちらの計算表で出した所得金額調整控除②を引いてください。

G 公的年金に係る雑所得金額の計算表

- 65歳未満:昭和33年1月2日以降に生まれた人
- 65歳以上:昭和33年1月1日以前に生まれた人

	公的年金等の収入金額(C)	公的年金等の雑所得の金額	
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下
65歳未満	130万円未満	(C)-60万円	(C)-50万円
	130万円以上 410万円未満	(C)×75%-27万5千円	(C)×75%-17万5千円
	410万円以上 770万円未満	(C)×85%-68万5千円	(C)×85%-58万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(C)×95%-145万5千円	(C)×95%-135万5千円
	1,000万円以上	(C)-195万5千円	(C)-185万5千円
65歳以上	330万円未満	(C)-110万円	(C)-100万円
	330万円以上 410万円未満	(C)×75%-27万5千円	(C)×75%-17万5千円
	410万円以上 770万円未満	(C)×85%-68万5千円	(C)×85%-58万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(C)×95%-145万5千円	(C)×95%-135万5千円
	1,000万円以上	(C)-195万5千円	(C)-185万5千円